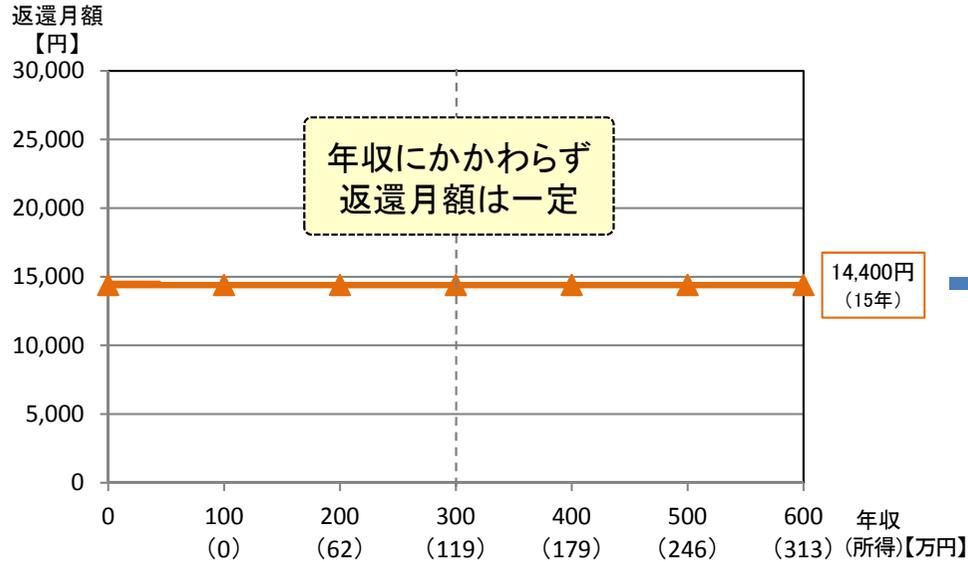


平成28年11月28日

# 新たな所得連動返還型奨学金制度について

# 1. 新所得連動の返還のイメージ

## 現行制度



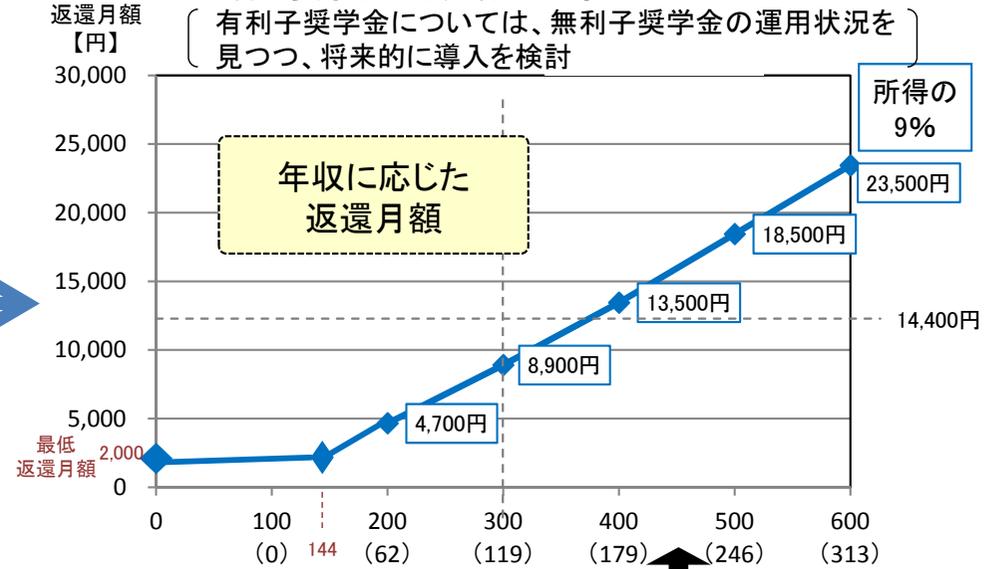
返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

## 新制度

### ○新所得連動返還型

無利子奨学金から先行的に導入

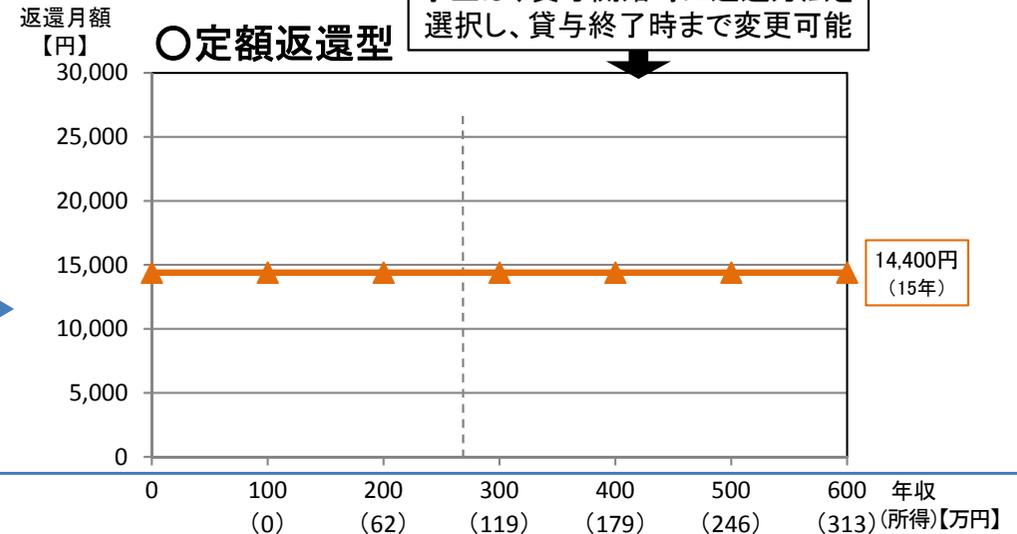
〔有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討〕



選択制

### ○定額返還型

学生は、貸与開始時に返還方法を選択し、貸与終了時まで変更可能



## ※経済的に困難な返還者への救済措置(返還期限猶予制度)

本人の年収が300万円以下の場合、申請により通算10年間、返還を猶予することができる

※奨学金申請時に家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合、猶予の期間制限なし

## 2. 新所得連動と定額返還の返還月賦額の比較

- 所得の算出方法は次のとおり

課税対象所得 = 給与等収入 - 所得控除

- 新所得連動選択者と定額返還選択者の返還月賦額の比較（私立大自宅の例）

新所得連動選択者の返還額（目安）

（単位：円）

年収	課税対象所得	返還月賦額
0	0	2,000
500,000	0	2,000
1,000,000	0	2,000
1,439,300	266,678	2,000
1,439,400	266,765	2,001
1,500,000	320,000	2,400
2,000,000	620,000	4,700
2,500,000	905,000	6,800
3,000,000	1,189,000	8,900
3,500,000	1,470,000	11,000
4,000,000	1,795,000	13,500
4,188,200	1,920,053	14,400
4,500,000	2,130,000	16,000
5,000,000	2,461,000	18,500
5,500,000	2,790,000	21,000
6,000,000	3,127,000	23,500

定額返還選択者の返還額

（単位：円）

年収	課税対象所得	返還月賦額
0	0	14,400
500,000	0	14,400
1,000,000	0	14,400
1,439,300	266,678	14,400
1,439,500	266,765	14,400
1,500,000	320,000	14,400
2,000,000	620,000	14,400
2,500,000	905,000	14,400
3,000,000	1,189,000	14,400
3,500,000	1,470,000	14,400
4,000,000	1,795,000	14,400
4,188,200	1,920,053	14,400
4,500,000	2,130,000	14,400
5,000,000	2,461,000	14,400
5,500,000	2,790,000	14,400
6,000,000	3,127,000	14,400

# 3. 新たな所得連動返還型奨学金制度の概要

平成28年9月21日 所得連動返還型奨学金制度有識者会議

## 新たな所得連動返還型奨学金制度の設計

### (1) 対象とする学校種

高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院

### (2) 奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)

### (3) 奨学金申請時の家計支持者の所得要件

申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員に適用可能とする

### (4) 貸与開始年度

平成29年度新規貸与者から適用

### (5) 所得に応じた返還額の設定及び返還を開始する所得額

所得が一定額となるまでは所得額にかかわらず定額(2,000円)を返還し、一定額を超えた場合には所得に応じた返還額とする。ただし、返還が困難な場合は返還猶予を可能とする。

### (6) 最低返還月額

2,000円

### (7) 返還猶予の申請可能所得及び年数

申請可能所得は年収300万円以下、申請可能年数は通算10年(災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限)。また、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の者については、申請可能年数を期間制限なし。

### (8) 返還率

9%

### (9) 返還期間

返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで

### (10) 所得の算出方法

課税対象所得＝給与等収入－所得控除

### (11) 返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方

返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする

### (12) 返還方式

新所得連動型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能とする

### (13) 貸与総額の上限設定

異なる学校種について一回ずつ貸与を受けることができ、加えていずれかの学校種で一回のみ貸与を受けることが可能である現行制度を維持する

### (14) 貸与年齢の制限

年齢のみを理由とした貸与自体の制限は行わない(新所得連動型による返還を認めるかは返還不能となるリスクを踏まえた制限設定を検討)

### (15) 学生等への周知方法・内容

高等学校等への周知を重点的に行うとともに、新たな広報手法(ソーシャルメディア)の活用やわかりやすいパンフレットの作成等を進める

### (16) 海外居住者の所得の把握・返還方法

定額返還型の場合の返還月額とする

### (17) 有利子奨学金への導入に係る検討

無利子奨学金における新制度の運用状況も見つつ、導入に向けて検討する

### (18) デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し

経済情勢の変化を踏まえ、本制度における返還条件の設定については随時見直しを行う

### (19) 保証制度

機関保証に移行(ただし、保証料の引き下げをあわせて検討)

### (20) 既に返還を開始している者等への適用

既に返還を開始している者等のうち、現行の返還負担軽減策を講じてもなお返還が困難な者について、減額返還制度等の拡充により負担軽減を図る

### (21) 返還初年度及び2年度目の返還月額について

返還初年度: 定額返還型での返還月額の半額を原則とし、経済的に困難な場合には申請により返還月額を減額(例: 2,000円)

2年度目: 前年の課税対象所得の9%

### (22) 返還方式の切替え

定額返還型→新所得連動返還型の切替えのみ可能とする